

# まいばら市 農業委員会だより

令和6年（2024年）3月

## 第25号

発行編集 米原市農業委員会  
(米原市米原1016番地)  
TEL 0749-53-5136  
FAX 0749-53-5139



タブレット端末

タブレット端末を活用した現地確認

### 農業委員会業務の効率化を図るため、タブレット端末を導入しました。

令和5年7月、改選後の農地利用最適化推進委員22人にタブレット端末を配布しました。タブレットにはGPS機能が搭載されており、現在位置を確認できます。また、カメラ機能により現地の様子を撮影し、記録された写真と調査場所との紐付けを行うことができ、タブレットで処理した内容が事務局のパソコンへ簡単に反映される仕組みになっています。

なお、現地確認や農地パトロールのほか、農地利用の最適化業務において有効に活用しています。

### 農地転用工事完了後は事業完了報告書の提出を！

農地転用許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく農業委員会へ事業完了報告書（写真添付）を提出してください。また、許可に係る工事が完了するまでの間、許可日から3か月後、およびその後1年ごとに事業進捗状況報告書を提出する必要があります。

詳しくは農業委員会事務局へお問合せください。 ☎ 53-5136

## 令和6年度米原市農業施策に関する意見書を市長に提出

米原市農業委員会は、令和5年11月24日に農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等について、市長に意見書を提出しました。



▲意見書提出



▲意見交換

## 令和6年度米原市農業施策に関する意見書（回答）

令和6年2月13日、市長から意見書に対する回答がありましたので、その概要をお知らせします。

**1 集落営農組織と小規模農業者への強力な支援**

【回答】市では、集落営農組織や中小規模農家が地域の農業の担い手として営農を継続できるように、中小規模農業者農業用機械導入支援事業補助金を設けています。今後も農業者経営の安定を図る支援策について、関係機関と連携してまいります。

集落営農組織は、水田農業の重要な担い手として地域農業の維持・発展に重要な役割を果たしています。市では、集落営農の課題解決に向けた研修会を開催しています。今後も市、県、農業関係団体が連携し、地域とともに集落営農の育成と、発展に向けた話し合いを行い、持続可能な地域農業の実現を目指し、多様な人材となる後継者の確保と育成に努めてまいります。

**2 米の適正需給の推進**

【回答】全国的に米の需要が減少傾向にある中、米価の安定と農業者の所得向上のために、国の地方機関が出席する会議や意見交換の場において、非主食用米・麦・大豆等の戦略作物や高収益作物の本作化に向けた政策支援の拡充を意見しており、今

**3 耕作放棄地の発生防止、解消対策**

【回答】本市では、令和五年度から、地域農業の将来の在り方と農用地利用の効率化が図れるよう、地域と連携し地域計画の策定を行っています。今後は、市農業委員会、その他農業関係団体が連携し、地域計画の担い手として、地域内外から意欲を持った農業者の確保と育成を図る施策について、検討してまいります。

農業用施設の老朽化対策としては、市内には七十九基の揚水ポンプ、四十七か所のため池があり、自治会要望のあった箇所から国補助金の申請を行い採択されたものについて、順次、修繕等を実施しております。また、急遽故障した場合には、緊急対応予算の範囲内において対応しています。

**4 有害鳥獣被害防止策の充実**

【回答】ニホンジカ、イノシシならびにニホンザルについては、国や県の支援を受け、米原市鳥獣対策実施隊および地域狩猟者

後も引き続き要望してまいります。

**5 既存直売所の充実について**

【回答】出荷者の高齢化が進む中、今後、自動車の運転をされなくなる出荷者が増えていくことを見据えて、シルバークンターや一日農業バイトアプリなどのサービスを活用した、直売所の出荷数量の確保につながるような出荷代行の仕組みづくりを、農業関係機関や直売所等と研究してまいります。

**6 農業委員会組織の体制整備の支援と予算の確保**

【回答】農業者の高齢化や担い手不足などの課題解決に向け、法改正が進む中、新たな計画策定の必要性など、農業委員会の果たす役割は重要なものと考えており、引き続き、適正な人員配置と必要な予算の確保に努めてまいります。

※意見書（回答）の抜粋は下記のQRコードから御覧ください。





## 令和5年度 農業委員会各部会の活動

### 【統括部会】 食育活動（6月1日・6日 芋苗植え付け、10月4日・12日 芋収穫、10月31日 焼き芋）

おうみとかなん認定こども園からの依頼を受け、園児たちへの食育活動の一環として、さつま芋の苗の植付け、芋掘り、焼き芋のお手伝いを行いました。猛暑の影響で収穫が心配されましたが、大きなさつま芋が取れ、園児たちも笑顔でいっぱいでした。この活動は、園児たちが作物の植付けから収穫までの一連の農作業を体験することで、土に親しみ、食の大切さ、自然への関心や農業の楽しさを知ってもらうために実施しています。



▲苗の植え付け



▲焼き芋

### 【農地部会】 意見交換会（6月29日）

市農政商工課との意見交換会を米原市役所本庁舎で開催しました。当日は、地域計画の作成に関すること、補助金制度に関すること、遊休農地対策に関する各テーマ別に担当職員から説明を受けた後、意見交換を行いました。部会員からは、地域農業を担っている集落営農組織や小規模な兼業農家について、高齢化に伴う人材不足と農業機械の高騰による更新が進まない状況下での営農の継続が困難になってきている現状が報告されるなど、市当局に対して地域の実情にあったさらなる支援をお願いしました。



### 【最適化推進部会】 タブレット端末操作研修会（8月8日・9日、11月6日・9日、12月11日）

最適化推進部会では、タブレット端末の操作研修会を開催しました。

これまでタブレット端末を操作したことがない委員が大半であったことから、当日は、講師から起動をはじめとする基本的操作について順次説明を受けた後、現地パトロール等で活用する現地確認アプリの操作や活動記録簿の入力方法等を学びました。

また研修終了後は、早く実践的な活用につなげられるよう、部会長が当日学んだ内容をわかりやすくまとめた独自のマニュアルを作成し、部会員に配布しました。



## 農地の売買・貸借および転用には農地法の手続きが必要です！

### 農地法第3条

農地を農地のままで売買や貸借等をする場合は農地法第3条による許可申請が必要です。  
(農地を取得される方は、一定の要件があります。)

### 農地法第4条

自己所有の農地を自己使用目的で農地以外のものに転用する場合は、農地法第4条による許可申請が必要です。(市街化区域内農地は届出です。)

### 農地法第5条

自己所有の農地を売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利を移転・設定し、農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法第5条による許可申請が必要です。(市街化区域内農地は届出です。)

#### ◎各申請の締切日

毎月15日(15日が土・日・祝日の場合はその直後の開庁日)

※市街化区域内の転用届出は随時受付

#### ◎総会の開催日

原則毎月10日

#### 【申請をされる方へお願い】

申請される内容によっては許可できない場合がありますので、申請書を作成される前に必ず農業委員会事務局へ相談してください。

農業委員会事務局(市役所本庁舎3階)

電話 0749-53-5136(直通)

## 令和6年4月1日から相続登記が義務化されます！

不動産登記法の改正により、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となります。また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象となります(この場合、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。)

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。か、大津地方法務局長浜支局へお問合せください。 ☎62-0503



## 令和5年度の主な活動

※毎月開催(10日前後)市農業委員会総会(農地転用等の審議)

※毎月開催(19日前後)県農業会議常設審議委員会(大規模農地転用の審議)

※農地法申請案件現地確認(毎月)関係委員・事務局

4月25日 最適化推進部会(本庁舎)

5月30日 全国農業委員会会長大会(東京)

6月15日 都市農業委員会連絡協議会会長会(野洲市)

6月19日 滋賀県農業会議通常総会(大津市)

7月20日 農業委員会臨時総会(本庁舎)

7月24日 農業委員会委員合同会議(本庁舎)

8月17日 農業委員会ブロック別研修会【米原・近江】(本庁舎)

8月17日 農業委員会ブロック別研修会【山東・伊吹】(山東支所)

8月22日 都市農業委員会連絡協議会会長会(高島市)

8月31日 農業委員・推進委員研修会(彦根市)

10月10日・30日 農地部会(本庁舎)

11月20日 都市農業委員会連絡協議会県外研修会(本巣市・養老町)

11月24日 米原市農業施策に関する意見書提出(本庁舎)

12月8日 統括部会(本庁舎)

12月27日 最適化推進部会(本庁舎)

1月10日 統括部会(本庁舎)

2月9日 統括部会(本庁舎)

2月15日 都市農業委員会連絡協議会会長会(本庁舎)

2月29日 統括部会(本庁舎)

3月8日 農地部会(本庁舎)

## 農地賃借料情報

農地法第52条に基づき、米原市農業委員会より農地の賃借料情報の提供を行います。この情報は、農地法・農業経営基盤強化促進法・農地中間管理事業の推進に関する法律により賃貸借された農地の賃借料をもとに作成しています。

なお、この情報は拘束力がなく、賃借料決定の参考として提供するものです。実際の契約に当たっては、当事者同士で十分協議して決定してください。

(10a当たり、100円未満四捨五入)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
山東地域	5,600円	10,000円	3,000円	311
伊吹地域	6,100円	7,000円	6,000円	188
米原地域	5,700円	7,000円	4,000円	192
近江地域	8,000円	10,000円	4,500円	366
(参考) 米原市全域	6,500円	10,000円	3,000円	1,057

※サンプルとしたデータは、令和4年(2022年)1月から令和5年(2023年)12月までの間に集計したものです。

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※賃借料を物納支給(米)としている場合は、集計には含んでいません。

### 加入要件

- ①20歳以上65歳未満の方
- ②年間60日以上農業に従事
- ③国民年金第1号被保険者



### ■ 少子高齢化時代に強い年金です！

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくく、少子高齢化時代でも安心できる安定した制度です。

### ■ 80歳までの保証が付いた終身年金です！

農業者老齢年金は、65歳～75歳未満の間でご自身が選択した時点から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

### ■ 一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます！

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

お問合せ JALレーク伊吹本店(信用課): TEL 52-6525 米原市農業委員会: TEL 53-5136





## ・まいばら、で頑張る認定新規就農者の紹介



※認定新規就農者…市から青年等就農計画の認定を受けた農業者

寺田さんは、2022年に就農されました。

現在は長岡地先のハウスで苺を栽培されています。

経営規模は 4.8aのハウスを2棟所有されており、今年中に3棟目のハウスを建設予定とのこと。

今回は、苺の甘い香りが漂うハウス内でお話を伺いました。



**問1** 農業を始められたきっかけを教えてください。

**答1** 親から田んぼを手放すという話を聞いたことがきっかけです。ちょうどその頃、私自身も転職を考えていた時期でしたし、以前から農業には興味があったため、心機一転、農業を始めようと思い、まずは農業大学に通い始めました。

**問2** 就農して良かった点はどんなことですか？

**答2** 私は以前から物を作ることが好きでしたが、初めて苺が収穫できた時や子どもが苺を美味しそうに食べているのを見た時は、ものすごく嬉しかったですね。

**問3** 困ったこと、楽しいことなどを教えてください。

**答3** 困ったことは、資材の高騰でハウスの建設費用が高くなりすぎてしまい、全て自主施工で建てることになったことです。ただし、自分で作るので費用も抑えることができ、また全て自分の思いどおりに作れるので快適に過ごせることができます。

**問4** 今後の抱負をお聞かせください。

**答4** これまでは、作業効率を上げるためスマート農業を進めてきましたが、今後はデータを元に環境制御できるようにしていきたいと考えています。また、他の作物栽培にもチャレンジしたいです。

### 農地の集積・集約化等に期待！

### 井之口地区ほ場整備事業の工事が始まりました。



#### 【現 状】

農地面積 26ha  
470区画  
農道幅 1m～2m

#### 【完了後】

農地面積 23ha  
47区画  
農道幅 4m